

第4章 計画・設計の具体的事項

1 施設規模

（１）適正な施設規模の面積算定の考え方

第一期基本計画では、面積の考え方について、「改築する施設面積の算定には、諸室面積基準で示すコマ数・室数等を基準に、改築後に見込まれる最大の児童生徒数・学級数を勘案し、決定する」としています。一方、今後、児童生徒数の減少が見込まれることから、施設規模の算定に当たっては、将来的な児童生徒数の動向を踏まえ、適正な規模を設定することが望ましいと考えます。

個別の改築に係る計画・設計段階においては、改築時点の児童生徒数・学級数の推計を十分に分析するとともに、将来的な減少の見込みを踏まえ、学校規模の適正化・縮減の観点から、適正な施設規模となるよう検討します。

（２）校舎諸室面積基準の見直し

諸室面積基準で示すコマ数・室数については、第一期基本計画を基本としつつ、「（１）適正な施設規模の面積算定の考え方」及び第一中学校、第五中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築実績を踏まえ、校舎諸室面積基準の一部を見直しました。

主な変更点として、第一期基本計画では1コマ（普通教室の大きさ）を小学校68㎡、中学校76㎡としていましたが、今回の見直しでは、小・中学校ともに1コマを64㎡に統一しました。その上で、小学校ではオープンスペース、中学校ではロッカースペースを別途算定することで、普通教室に必要な機能を確保するとともに、管理諸室等については従前の学校の普通教室（64㎡）を基準としてコマ数を算定することにより、小学校と中学校の基準を統一し、延床面積の縮減を図ります。また、小学校ではオープンスペース、中学校ではロッカースペースを共用部分とは別に算定することとしたため、共用部分の割合を第一期基本計画の延床面積全体の40％から35％へ見直し、延床面積の適正化を図ります。

一方で、4校の改築実績や近年の教育環境の変化を踏まえ、教育環境の充実を図ります。小学校では普通教室と一体的に利用できるオープンスペースを確保し、中学校では多目的室2室を学年コモンズ3室へ拡充するとともに、生徒が落ち着いて過ごせる「クールダウンスペース」や、教室に入りづらい児童・生徒の居場所となる「校内別室」を新たに設けます。

また、特別教室については、教育内容の充実や利用形態を踏まえ、必要な教室数を確保します。小学校においては、こどもクラブの利用児童数の増加に合わせて、室数を確保しますが、学校全体の占有率が高くなっているため、学校内の室の共用も必要です。給食室についても、安全でおいしい給食を提供するための設備機器の充実を考慮し、設置基準を上回る面積を確保します。

(3) 普通教室の面積基準の考え方（コマ数基準）

第一期基本計画の普通教室の規模設定は「普通教室1室あたりの面積を小学校68㎡（8m×8.5m）前後、中学校76㎡（8m×9.5m）前後とし、設計の基本単位として「コマ」と表現します」としています。

この考えは、40人学級を前提としており、普通教室以外の諸室（管理諸室等）についてもコマで面積を設定するため、小学校より中学校の普通教室以外の諸室が大きく設定されるなど、施設規模の設定に大きく影響するため、第二期基本計画では以下の見直しを行います。

- ・ 小学校、中学校ともに35人学級を導入されたことから、普通教室の1コマ単位面積は8m×8mを基準とします。そのことにより普通教室以外の諸室（管理諸室等）については、小中学校一律の基準となります。
- ・ 中学校においては、生徒の持ち物が多く、ロッカースペースの確保が必要であり、その面積は別途算定します。
- ・ 小学校においては、普通教室前のオープンスペースの確保が必要であり、その面積は別途算定します。なお、ロッカースペースは普通教室とオープンスペースを合わせた部分で確保します。

ア 普通教室（小学校）

a) 普通教室

- ・ 普通教室の1コマ単位面積は8m×8mを基準とします。

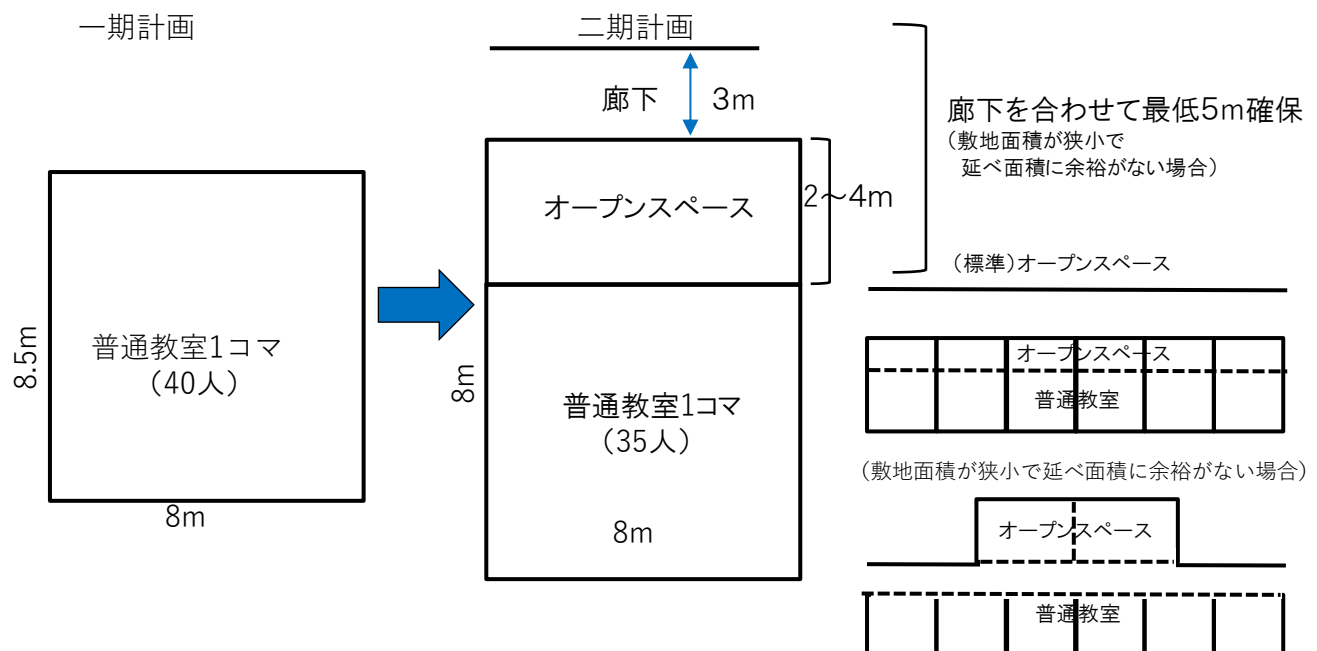
b) オープンスペース

- ・ 普通教室に併設してオープンスペース（2m～4m）を確保（最低廊下と合わせて5mを確保）します。普通教室とオープンスペースとの間は可動間仕切壁とします。

c) 習熟度別学習室

- ・ 各校2室（1コマ×2）確保
- ・ 一時的な学級数の増加が想定される場合に備え、習熟度別学習室は普通教室と同様の仕様（設え）で整備して転用を可能とするとともに、隣接するオープンスペースも確保します。なお、転用時における習熟度別学習については、多目的室等を弾力的に活用することに対応します。

【小学校】



イ 普通教室（中学校）

a) 普通教室

- 普通教室の1コマ単位面積は $8\text{m} \times 8\text{m}$ を基準とします。普通教室と廊下との間は可動間仕切壁とします。

b) ロッカー等スペース

- 普通教室には 1.5m のロッカー等スペースを併設することとし、これを普通教室内に配置するか、あるいは教室とは別に確保するかについては、計画段階において決定します。

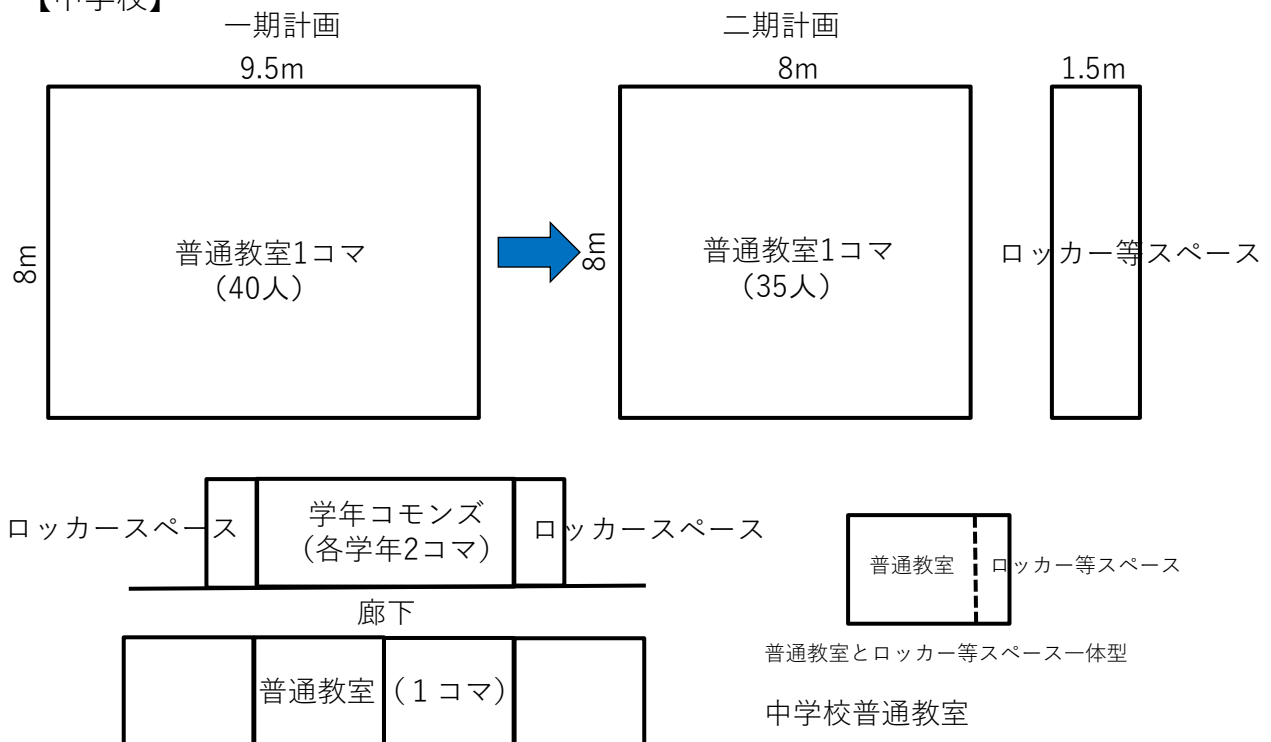
c) 習熟度別学習室

- 各校2室（1コマ×2）確保
- 一時的な学級数の増加が想定される場合に備え、習熟度別学習室は普通教室と同様の仕様（設え）で整備し、ロッカースペースも含めて転用を可能とします。なお、転用時における習熟度別学習については、学年コモンズ等を弾力的に活用することで対応します。

d) 学年コモンズ

- 各学年に学年コモンズ（2コマ×3）を設置します。

【中学校】



(3) 校舎諸室面積基準

ア 校舎諸室面積基準（小学校）

下記の内容は、標準的な小学校における校舎諸室のコマ数を示すものです。

	諸室エリア	諸室名	コマ	備考
A	普通教室	普通教室	1.0	・ 児童数に応じた室数を確保する
		オープンスペース	0.25～0.5	・ オープンスペースは0.5コマを目安とするが、オープンスペースの機能を確保できる範囲で調整する
		クールダウンスペース	0.2	・ 各学年1室または教室階各1室
		習熟度別学習室	1.0	・ 各校2室 ・ 児童数の変動に合わせて普通教室の調整を行う場合、オープンスペース（+0.2～0.5コマ）を設置する
		個別支援教室	0.5	
		多目的室	2.0	・ 各校2室
		教材室	0.5	・ 教材室6学級ごと1室
B	特別支援	小集団活動室	0.5	
		個別指導室	0.5	・ 児童数に応じた面積を確保する（2～3室） ・ 拠点校は別途算定
C	特別教室	理科室	2.0	・ 準備室含む ・ 原則2室（授業数に応じた室数を確保する）
		音楽室	2.0～2.5	・ 準備室、楽器保管庫含む ・ 原則2室（授業数に応じた室数を確保する）
		図工室	2.0	・ 準備室、作品保管庫含む ・ 原則2室（授業数に応じた室数を確保する）
		家庭科室	2.0	・ 準備室含む
D	ラーニングコモンズ	学校図書館	2.5～3.5	・ 学級数に応じた規模とする ・ 司書室を含む
		多目的室	1.0	
E	特別活動・生活諸室等	児童会室	0.5	
		放送室	0.25	
		児童更衣室	0.5	・ 各校2室
		配膳室（各階）	0.5	・ 配膳が必要な各階に1室
F	管理諸室	事務室	0.5	
		校長室	0.5	
		応接室	0.5	
		主事室	0.5	・ 倉庫、作業スペースを含む
		職員室	2.5～3.5	・ （固定席数＋兼用席数）× 5㎡を確保する ・ 休憩スペースを含む
		印刷室	0.5	
		大会議室	1.0	
		職員更衣室	0.25～0.35	・ 各校2室 ・ 教職員に応じた規模とする
		倉庫	0.5	

	諸室エリア	諸室名	コマ	備考
G	保健・相談	保健室	1.0	
		教育相談室	0.5	
		校内別室	1.0	
H	地域開放	地域連携室	0.5	
		青少協倉庫	0.5	
		多目的室（開放用）	2.0	・ 各校1室
		開放管理室	0.25	
I	その他	給食室	6.0～7.0	・ 児童数×0.6㎡を目安とする
	地域子ども館	あそべえ	1.5～2.0	・ 児童数に応じた規模とする
		こどもクラブ	別途算定	・ 入会数×1.65㎡で必要な室数を確保する
①	コマ数の合計			・ ①(A+B+C+D+E+F+G+H+I)
②	共用部（廊下・階段・トイレ・昇降口等）			・ 床面積全体（A～Iの合計－オープンスペース）の35%以下とする ② = (35/65)*①
J	校舎以外	校庭	－	・ 50m以上の直線走路を確保する ・ トラック周囲、120m以上を確保する
		屋内運動場	14.0～16.0	・ 学級数に応じた必要面積とする ・ 器具庫、更衣室含む
		プール	－	・ 1校あたり25m×12m（6コース）程度とする
			3.0	・ トイレ、更衣室、倉庫、機械室分（約200㎡）
K	防災	防災倉庫	0.3	・ 20㎡
		備蓄倉庫	1.5	・ 100㎡
③	総合計	（コマ数）		③ = ① + ② + J + K
④	総合計	（1コマ64㎡）		③ * 64㎡

※ 駐輪場、ごみ置場、体育倉庫等の付属棟は、別途算出するものとする。

イ 校舎諸室面積基準（中学校）

下記の内容は、標準的な中学校における校舎諸室のコマ数を示すものです。

	諸室エリア	諸室名	コマ	備考
A	普通教室	普通教室	1.0	・ 児童数に応じた室数を確保する
		ロッカースペース	0.2	・ 各クラス分
		クールダウンスペース	0.2	・ 各学年1室
		学年コモンズ	2.0	・ 各校3室（1学年1室）
		習熟度別学習室	1.0	・ 各校2室 ・ 児童数の変動に合わせて普通教室の調整を行う場合、ロッカースペース（+0.2コマ）を確保する
		教材室	0.5	・ 教材室6学級ごと1室
B	特別支援	小集団活動室	0.5	
		個別指導室	0.5	・ 各校2室 ・ 拠点校は別途算定
C	特別教室	理科室	2.0	・ 準備室含む ・ 原則2室（授業数に応じた室数を確保する）
		音楽室	3.0～5.0	・ 準備室、楽器保管庫含む ・ 授業数に応じた室数を確保する
		美術室	2.0	・ 準備室、作品保管庫含む ・ 授業数に応じた室数を確保する
		技術室	2.0	・ 準備室、作品保管庫含む
		家庭科室	2.0	・ 準備室、作品保管庫含む
D	ラーニング コモンズ	学校図書館	2.5～3.5	・ 学級数に応じた規模とする ・ 司書室を含む
		多目的室	1.0	
E	特別活動・ 生活諸室等	生徒会室	0.5	
		放送室	0.25	
		生徒用更衣室	0.5	・ 各校2室
		配膳室（各階）	0.5	・ 配膳が必要な各階に1室
F	管理諸室	事務室	0.5	
		校長室	0.5	
		応接室	0.5	
		主事室	0.5	・ 倉庫、作業スペースを含む
		職員室	2.5～3.5	・ （固定席数＋兼用席数）× 5㎡を確保する ・ 休憩スペースを含む
		印刷室	0.5	
		大会議室	1.0	
		職員更衣室	0.25～ 0.35	・ 各校2室 ・ 教職員に応じた規模とする
		倉庫	0.5	

	諸室エリア	諸室名	コマ	備考
G	保健・相談	保健室	1.0	
		教育相談室	0.5	
		校内別室	1.0	
		進路相談室	0.5	
H	地域開放	地域連携室	0.5	
		多目的室（開放用）	2.0	・ 各校1室
		開放管理室	0.25	
①	コマ数の合計			①(A+B+C+D+E+F+G+H)
②	共用部（廊下・階段・トイレ・昇降口等）			- 床面積全体（A～Iの合計）の35%以下とする ② = (35/65)*①
J	校舎以外	校庭	—	50m以上の直線走路を確保する - トラック周囲、150m以上を確保する
		屋内運動場	16.0～19.0	- 学級数に応じた必要面積とする - 器具庫、更衣室含む
		プール	—	・ 1校あたり25m×12m（6コース）程度とする
			3.0	・ トイレ、更衣室、倉庫、機械室分（約200㎡
K	防災	防災倉庫	0.3	20㎡
		備蓄倉庫	1.5	100㎡
③	総合計（コマ数）			③ = ① + ② + I + J
④	総合計（1コマ64㎡）			③ * 64㎡

※ 駐輪場、ごみ置場、体育倉庫等の付属棟は、別途算出するものとする。

2 施設の配置と整備方針

(1) 共通事項

基本性能	整備方針
学校の適正規模	・<u>12～18クラス</u> ・<u>12クラス未満となることが想定される場合、対策を検討する</u>
標準的な仕様・コスト	・施設規模の縮減、建築単価の抑制に努める ・施設の面積は、本計画の諸室面積基準による面積を上限とする ・建設費は、今後も高騰もしくは高水準であると想定しており、市場価格を十分把握した上で、適正な価格設定に努める ・可能な限り仮設校舎を要しない計画とする ・国・東京都の交付金・補助金を積極的に活用する ・敷地形状や建築制限等を考慮の上、保守費が過大とならない計画とする
防災機能 * 第3章「避難所の考え方」での記載以外の機能	・ライフライン復旧までの間、炊き出し釜の使用場所としても利用可能な、屋根付きの屋外空間の配置できる場所を確保する、また家庭科室は、炊き出しを想定し、1階に配置する。 ・災害時にはベットの避難スペースとして屋根付きの駐輪場や屋外空間を整備し、活用できるようにする ・災害時の物資の荷捌きスペースを適切な位置に確保する ・通信設備として、MCA無線及びNTT災害用特設公衆電話を設置する
構造性能 * 第3章「構造計画の考え方」での記載以外の機能	・付属施設や非構造部材も含めて、十分な耐震性能を確保する
環境性能 * 第3章「設備計画、環境配慮の考え方」での記載以外の機能	・東京都『省エネ・再エネ東京仕様』、『武蔵野市公共施設の環境配慮指針』において原則導入とされる省エネ・再エネメニューを整備する ・ライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定する ・国の補助メニュー「エコスクール・プラス*」を参考に、イニシャルコスト、ランニングコスト、教育面の効果等を総合的に考慮し、学校ごとに導入可能な項目を個別に検討する ・多摩産木材、エコセメントの活用に努める ・メンテナンスを必要とする設備配管は、授業に影響を与えずに容易に点検や更新を行うことができるように計画する
安全・防犯対策 * 第3章「防犯対策・安全対策の考え方」での記載以外の機能	・機械警備、門扉の電子錠、防犯カメラ、校内内線電話、学校110番を設置する ・本市ハザードマップから、校舎の浸水対策が必要な場合、止水板等の設置を検討する
バリアフリー・ユニバーサルデザイン * 第3章「バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方」での記載以外の機能	・敷地内に車いす利用者の駐車場を設け、建物まで段差のない経路を確保する ・多様な性のあり方への対応も踏まえたトイレを計画する ・手洗い・水飲み場は、車いすでも利用可能な設えとする

(2) 個別事項(部屋別)

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
A 普通 教室	普通教室	・各学年まとまった配置を基本とする ・快適な環境を確保することを前提に、最良の向きを選ぶ ・小学校低学年児童教室は校庭に行き来しやすく、安全性等にも配慮した位置とする	・できる限り天井高を確保する ・十分な掲示スペース、収納スペースを確保する ・多様な学習形態を可能とする空間の連続性の確保、感染症対策から、原則、廊下側は可動間仕切り（建具）とする （廊下側可動間仕切り（建具）上部にピックチャーレールを設置し、掲示物等を吊るすことも検討） ・更衣を想定し、廊下側にはカーテンを設置し、小学校は更に普通教室を2つに仕切られるカーテンを設置する ・新JIS規格机（タブレット端末の使用を考慮）を配置する
	オープンスペース（小学校）	・原則として、各普通教室の前にオープンスペースを設置する（施設の配置上、普通教室の前に設置することが難しい場合は、普通教室に近接した場所に、一定規模のオープンスペースを設置する） ・オープンスペースは死角にならないように、教室から見やすい配置とする	・オープンスペースの空間を利用して、掲示や作品の展示ができるような設えとする
	ロッカースペース（中学校）	・ロッカースペースは普通教室内に設置、または普通教室とは別にロッカー室として確保する	・各クラスにおける児童・生徒数分を確保する ・児童・生徒の持ち物等、実態に合わせて、各児童・生徒のロッカー面積を算定、また収納しやすい形状とする
	習熟度別学習室	・普通教室と連携した配置とする	・普通教室と同様の設えとする ・普通教室への転用および間仕切りによる分割が可能な仕様とする ・必要により普通教室（小学校）と同様に、オープンスペースを設置する
	個別支援教室（小学校）	・普通教室と連携した配置とする	・室内を間仕切りできる設え（備品）とする
	クールダウンスペース	・普通教室と連携した配置とする	・囲われた部屋とする
	学年コモンズ（中学校）	・普通教室と連携した配置とする	・学年集会、グループ学習、発表の場、習熟度学習等に使用する設えとする ・掲示や作品の展示ができるような設えとする
	多目的室（小学校）		・小学校では生活科を兼ねる
	教材室		・各学校の教材を調査し、それらが収納しやすい設えとする

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
B 特別 支援	小集団活動室 個別指導室	・全学年が通級することを踏まえ、通いやすい階に設ける ・音に過敏な児童・生徒に配慮し、音楽室などの大きな音の出るスペースから離して配置する ・児童・生徒が授業に集中できるよう、教室から校庭が見えない室配置を工夫する	・視線に敏感な児童・生徒に配慮し、廊下からの視線を感じさせない設えを工夫する
C 特別 教室	理科室		・暗室状態にできるよう暗幕を設置する
	音楽室		・適正な楽器の収納スペースを確保する
	家庭科室	・施設開放、行事および災害時の炊出しでの利用を想定した配置する	・被服・調理の授業を同一室で行えるよう、被服と調理の双方に対応し、高さを調整できる机を設置する
	技術室		・技術室で使用する工具等のレイアウト、電気容量等検討する
	図工室・美術室		・図工室・美術室で使用する工具等のレイアウト、電気容量等検討する
D ラーニン グコモン ズ	学校図書館	・全ての学年が利用しやすい場所に配置するとともにオープンな施設とする ・小学校は、あそべえへの開放を想定した配置とする	・小学校には、低学年用読み聞かせスペースを整備する ・中学校には、個人学習が可能な自習スペースを整備する ・司書室は本の整理、修復、保存のできるスペースを確保し、施錠できる設えとする ・貸出カウンターと司書室を隣接する
	ラーニングコモンズ 多目的室	・学校図書館と一体的な利用ができるように配置する	・ラーニングコモンズ多目的室は本の閲覧、集団での調べ学習、発表、自習等に使用できるような設えとする ・学校図書館と一体的な利用ができる設えとする
E 特別 活動 ・ 生活 諸室 等	児童会・生徒会室		
	放送室		
	児童生徒用更衣室	・男女別の更衣室を設置する	
	配膳室	・各階、教室へ配膳しやすい配置とする ・中学校の1階配膳室は搬入車両が出入りしやすい配置とする ・搬入口と児童生徒の動線を分離する	

特別支援学級*の関連諸室については、個別の検討を行う

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
F 管理 諸室	事務室	・ 来客の受付を行うため、来客用昇降口に隣接または正面に配置する ・ 職員室と近い配置とする	
	校長室	・ 職員室と接続させる	
	応接室	・ 校長室と隣接、または正面に配置する	
	主事室	・ 校長室、事務室と近接させる	
	職員室	・ 校庭から直接出入りできるよう、原則として1階に設置する ・ 校庭全体を見渡すことができるよう配置する ・ 校長室と接続させる	・ 執務スペースとしての基本的な機能および安全衛生に配慮し整備する ・ 物品および文書を適切に管理するための収納スペースを確保する ・ 個人情報を中心して管理することができるよう、十分な鍵付収納庫を確保する ・ 全ての教員、特別支援教育関係職員、支援人材が執務し、情報共有やコミュニケーションを図ることができる環境とする ・ <u>必要によりフリーアクセス対応とする</u> ・ 教職員の働きやすい職場づくりとして、打合せスペース、休憩スペース、給湯スペースを設置する ・ チーム学校の円滑な運営と、セキュリティの確保を両立できるよう配慮した職員室を中心とした管理諸室一体のレイアウトとする ・ 児童生徒応対用のカウンターを設置する ・ 将来的な面積の拡大・縮小の可能性に柔軟に対応できるよう計画する
	印刷室	・ 人の出入りを管理しやすいよう、職員室から見通しの良い位置に配置する	
	大会議室	・ <u>災害時に防災本部となることを想定し、外から出入りできる配置とする</u>	
	職員更衣室	・ <u>男女別の更衣室を設置する</u>	
	倉庫		

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
G 保 健 ・ 相 談	保健室	・校庭から直接出入りでき、緊急車両がアクセスしやすい場所に配置する ・管理諸室との連携に配慮する ・災害時対応として、外から出入りできる配置とする	
	教育相談室	・保健室と近接させる ・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする	
	校内別室	・保健室と近接させる	・室内を間仕切りできる設え(備品)とする
	進路指導室 (中学校)	・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする	
H 地 域 開 放	地域連携室		
	青少協倉庫 (小学校)		
	多目的室(開放用)	・避難所としての利用を想定した配置とする	・ラウンジ機能を兼用する ・災害時に避難所の一部(思いやりルーム)として使用することを想定し、必要な機能を整備する
	開放管理室	・地域開放出入口の窓口として配置する	・管理上の機器類を設置する
I そ の 他 地 域 子 ど も 館	給食調理室(小学校のみ)	・搬入車両が出入りしやすい配置とする ・搬入口と児童生徒の動線を分離する ・災害時の炊出しでの利用を想定した配置とする	・文部科学省『学校給食衛生管理の基準』に従い、整備する
	あそべえ*(小学校のみ)	・あそべえ、こどもクラブは隣接させる	・校庭で使用する遊び道具等を収納できる倉庫を設置する
	こどもクラブ* (小学校のみ)	・こどもクラブの各育成室はまとめて配置する ・学校と管理区分を分けることができるよう配置する ・校庭から直接出入りできる配置とする ・屋内運動場、学校図書館と連絡の良い位置に配置する ・校内トイレにアクセスしやすいよう配置する	・管理スペースとして、 <u>地域子ども館内に事務室、静養室兼更衣室、ミニキッチンを設置する</u>
共用部(廊下、階段・エレベーター、トイレ、昇降口等)		・共用部は、施設の機能性、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したレイアウトとする	・昇降口は1コマあたり9学級分までを目安とする ・原則として、和便器は設置しない ・多目的トイレを各階1カ所以上設置する ・ <u>1階開放エリア設置の多目的トイレはオストメイト、ベビーチェア、ベビーベッドを設置する</u>

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
J 校舎以外	校庭	・日影規制*、斜線制限*や仮設校舎回避などの観点から、必要な機能を確保することを前提に、従来と同様の南側への配置のほか、北側への配置も検討する ・緊急時の車両の出入りおよび災害時の活動がしやすいよう校門の位置も含め、計画する	・必置とする設備は、体育倉庫、うんてい（小学校のみ）、鉄棒、砂場とする ・遊具については、安全性に配慮して遊具の選定と配置を検討する。 ・水はけに配慮した整備を行う ・土舗装を原則とする ・小学校の学級園を校庭に設置できない場合は、屋上への設置を検討する ・小学校のピオトープは、敷地内での設置が不可能な場合は、生物多様性や環境学習に関する教材について個別に検討する ・学校周辺への砂ぼこり対策として、散水設備や緩衝緑地整備などの工夫を行う ・日差しを避けて休憩できる場所を設置する ・体育倉庫を設置する。 ・校庭からアクセスしやすい位置にトイレを設置する ・校庭のどこからでも見やすい位置に時計を設置する
	プール	・原則として全校に設置するが、校地の条件により、学校外施設の活用、複数校での共同利用及び地域住民との共同利用（複合化・多機能化）を検討します。 ・屋外プールは、近隣や他教室に対する騒音および外部からの視線を考慮して配置します。	・消防水利としての吸水を可能とする
	屋内運動場	・避難所利用を想定し、安全かつバリアフリー*であることを前提とし、配置する	・クラス数に応じ屋内運動場面積において、体育授業、クラブ活動、地域開放に応じた種目コート（バスケットボール・バレーボール・バドミントン等）を確保する ・武道場の機能は、屋内運動場のアリーナで兼用する ・避難所利用を想定した温熱環境を確保し、男女別のトイレ、更衣室を設置する
K 防災	防災倉庫 備蓄倉庫	・防災倉庫と備蓄倉庫は近接した配置とする ・車両が寄り付くことができる場所に設置する ・避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する	

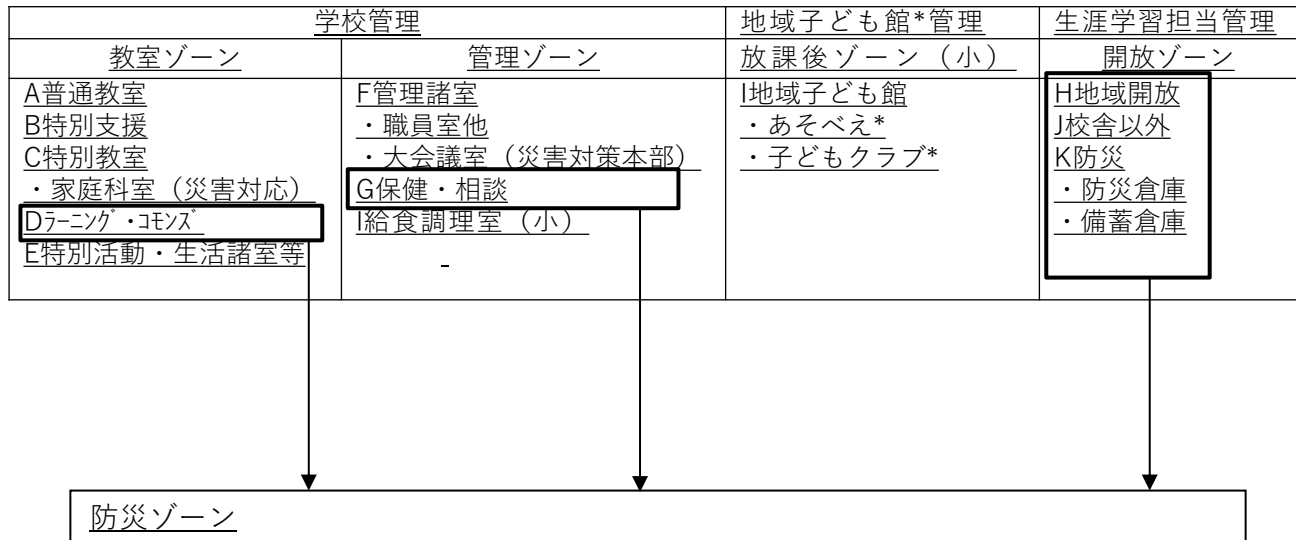
*** 調整事項**

第3章の「避難所の考え方」「構造計画の考え方」「設備計画・環境配慮の考え方」「防犯対策・安全対策の考え方」「バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方」と、第4章の共通事項・個別事項の間で重複している部分があり、3章・4章それぞれに書くべき内容を精査する必要がある。

(3) 管理区分

学校施設の利便性を向上させ、管理区分を分けることができるよう、性質ごとにゾーニング*をしたうえで、各諸室間の連携・連続性に配慮し、まとまった配置とすることを基本とします。

【図15ゾーニング*】



3 必要施設規模と建築制限上の課題

高さ制限*や日影規制*など、建築以後に改正された法規制等により、現在と同じ規模、同じ配置では施設の更新ができない場合があります。また、次ページ【図16 必要施設規模と建築制限上の課題】のとおり、児童生徒数の推計を踏まえ、必要な機能を反映させた結果、更新後の施設規模が現在より大きくなる学校があります。

こうした場合においても、求められる教育活動、必要な機能を確保した上で、本章「1 施設規模」の考え方にに基づき、適正な施設規模を決定していきます。

そのうえで、教育活動を十分に行うための校地を確保できない場合には、【図16 必要施設規模と建築制限上の課題】の①～⑥に示した条件の整理、更新年次の調整等を行う必要があります。

また、施設を効率的・効果的に配置するため、一つの学校の中で、建物により建築年が違う場合は、校舎棟と同時に他の棟を更新する必要があるほか、現在の校庭に更新後の建物を建てるなど、配置を大幅に変える必要が生じる可能性があります。

さらに、児童生徒数推計が大きく変動した場合には、統合、学区を見直す必要が生じる可能性があります。

【図16 必要施設規模と建築制限上の課題】

学校名	用途地域*	敷地面積 (㎡)※1	建蔽率* (%)	許容建築面積 *(㎡)	容積率* (%)	許容延床面積 *(㎡)	高さ制限* (m)※2
第一小学校	第一種低層住居専用地域	10,379	50.6	5,359	104	11,015	12
	近隣商業地域	212					
第二小学校	第一種低層住居専用地域	9,855	40	3,942	80	7,884	12
第三小学校	第一種低層住居専用地域	11,371	60	6,823	100	11,371	12
第四小学校	第一種低層住居専用地域	13,045	50	6,523	80	10,436	12
第五小学校	第一種中高層住居専用地域	9,692	70	6,784	180	17,445	15
大野田小学校	第一種住居地域	15,052	70	10,536	200	30,104	23
(大野田小学校体育館)							
境南小学校	第一種中高層住居専用地域	14,203	80	11,363	200	28,406	23
	第二種中高層住居専用地域						
本宿小学校	第一種低層住居専用地域	11,518	50	5,759	80	9,215	12
千川小学校	第一種住居地域	8,853	80	7,082	200	17,705	23
井之頭小学校	第一種低層住居専用地域	10,184	70	7,129	100	10,184	12
関前南小学校	第一種低層住居専用地域	14,778	50	7,389	80	11,823	12
桜野小学校	第一種中高層住居専用地域	12,821	70	8,975	200	25,642	20
第一中学校	第一種中高層住居専用地域	15,481	80	12,385	200	30,963	17
(第一中学校音楽室棟/既存改修)							
第二・六中学校	第一種中高層住居専用地域	22,040	70	15,428	200	44,079	15
第三中学校	第一種中高層住居専用地域	13,078	70	9,155	200	26,157	15
	第二種中高層住居専用地域						
第四中学校	第一種住居地域	19,996	80	15,997	200	39,992	23
第五中学校	第一種低層住居専用地域	17,433	52.69	10,619	96.19	19,385	12
	第一種中高層住居専用地域	2,720					

※1 令和8年度予算参考資料の数字による。ただし校舎敷地から隔地にある敷地面積は除く。(第三小学校、千川小学校、第三中学校)
第二・六中学校は第二中学校と旧桜堤小学校の敷地面積を合算した数値による。

※2 高さ制限*(m)が12mの場合は、建築基準法第55条第2項に基づく特定行政庁*の認定が必要である。

※3 改築対象外(大野田小学校、千川小学校)、改築済み(第一中学校、第五中学校)、改築工事中(第五小学校、井之頭小学校)の学校の面積は実績による。

必要施設規模※3				計算上の余裕面積(㎡)		課題解決		学校名
延床面積*(㎡) *軽微な付属屋 (自転車置場等) は除く	想定建築面積*	想定階数 (地上／地下)	校庭等建物 以外の面積 (㎡)	延床面積*	建築面積*	想定される方法	難易度	
	(延床面積* /想定階数)(㎡)			許容延床面積*－ 必要延床面積*	敷地面積－想定建 築面積*－建物以外 の必要面積			
8,156	2,719	3/0	6,512	2,859	1,360	④(必要により)		一小
				(敷地が不整形)				
9,940	3,313	3/1	6,445	-2,056	96	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	大	二小
				(高低差がある、敷地が不整形)				
8,458	2,819	3/0	7,092	2,913	1,459			三小
8,053	2,684	3/0	7,367	2,383	2,994			四小
10,285	4,361	4/0						五小
12,622	3,895	5/1						大野田小
1,215	1,215	1/0						大野田小
10,521	2,630	4/0	7,231	17,885	4,342	④(必要により)		境南 小
				(高低差がある、敷地が不整形)				
7,991	2,664	3/0	7,140	1,224	1,715			本宿小
10,091	3,564	4/1						千川小
10,470	3,893	4/1						井之頭小
8,058	2,686	3/0	7,870	3,765	4,223			関前南小
10,974	2,744	4/0	7,022	14,668	3,055			桜野小
9,517	4,266	4/0						一中
339	211	1/1						
9,931	2,483	4/0	11,598	34,148	7,959			二・六中
6,139	2,046	3/0	9,652	20,018	1,380			三中
7,931	2,644	3/0	10,983	32,061	6,369			四中
9,202	5,195	3/0						五中

① 用途地域*を変更する	大
② 地区計画*を導入する	大
③ 学区域を変更する	大
④ 隣地等、敷地を拡張する	大
⑤ 一部機能を校外設置する	大
⑥ 教育機能は確保の上、施設規模を見直す	大